

新型コロナウイルス感染症の影響による 令和2年度遠距離通学費補助金の 対象の要件が一部緩和されます！

県立高校に通う生徒の保護者の皆様へ

～通学に要する経費の負担の軽減を図るため、県が保護者へ補助金を交付する制度～

対象者について

以下の要件をすべて満たすもの

- 1 【緩和後】年度当初又は最初の授業日に通学定期券を持っている者
【緩和前】年度当初又は入学日に通学定期券を持っている者
- 2 1ヵ月の通学定期券等の額が15,340円以上であること
- 3 授業料減免者(注：校納金免除者ではありません)に準ずる者※

※ 授業料減免者に準ずる者(授業料を徴収していない方ではありません)

- (1) 生活保護を受けている者(生活保護法第17条に規定する生業扶助のうち高等学校等就学費が給付されない者に限る。)
- (2) 里親若しくは保護受託者に委託され、又は児童養護施設に入所している者
- (3) 同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている者
- (4) 市町民税を納付しないこととなった者又は市町民税の均等割のみを納付している者
- (5) 保護者それぞれの県民税所得割額と市町民税所得割額の合算額が85,500円未満である者

依頼内容

補助金申請を希望する方は、7月上旬に定期券(年度当初又は最初の授業日に使用できるもの)の写しを提出する必要があります。

4月当初に定期券を購入したが、学校が休校となったため払戻しをしたなど定期券の写しを提出できない場合は、定期券購入又は払戻しをしたことが分かる書類が必要となります。いずれの場合も大切に保管をお願いします。

※定期券の廃棄等によりいずれも提出できない場合は、事務室まで連絡をお願いします。

問い合わせ先 浜名高校事務室 (053-586-3155) にお問い合わせください